

公共下水道の 供用開始について

公共下水道事業牛津処理区・三日月処理区・芦刈処理区の一部の区域で、6月1日（火）から下水道を使用することができるようになりました。下水道を使用するためには、宅内排水設備の設置をお願いします。

排水設備の設置に関して

※排水設備工事は、市が指定している排水設備指定工事店に依頼してください。

※工事にかかる費用について、一時的に資金が必要になります。皆様のご負担を少しでも軽くするために下水道宅内改造積立金補助金制度と水洗便所等改造資金利子補給制度があります。

【下水道等宅内改造積立金補助金制度】

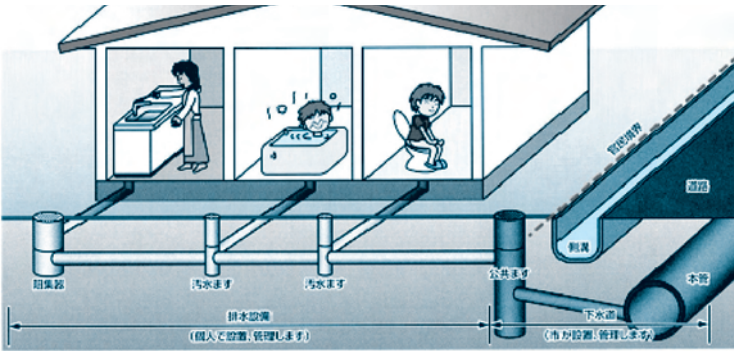
排水設備工事のために、市が指定している金融機関で1

年以上積立をされてきた方へ、積立金額または排水設備工事費の2%の金額を交付いたします。

【小城市水洗便所等改造資金利子補給制度】

排水設備工事のために、市が指定している金融機関で借入をされた方に、返済後、利息分を交付します。

※両制度とも、条件等の詳細については、お問い合わせください。



公共下水道事業芦刈処理区供用開始区域図



※縮小図面のため、詳細についてはお問い合わせください。

【問合せ】下水道課(芦刈庁舎内) 担当 上野 ☎03-88827